

議案第48号

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

医療福祉費支給制度の改正に伴い、重度心身障害者等の対象者の拡大を図るため。

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

石岡市医療福祉費支給に関する条例（平成17年石岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「次に掲げる者をいう。」の次に「ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。」を加え、同号ア中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号イ及びウ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号エ中「3級」の次に「又は4級」を加え、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号カ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号キ中「第6条第3項」の次に「（以下「政令第6条第3項」という。）」を加え、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号に次のように加える。

ク 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。